

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年3月23日

県立日南病院長 峯 一彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 医療ガス供給設備保守点検業務委託
- (2) 委託内容 病院及び公舎の医療ガス供給設備保守点検
- (3) 委託場所 県立日南病院（日南市木山1丁目9番5号）他
- (4) 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (5) 入札方法
 - ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
 - ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店を有する者であること。
- (3) 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に、「病院等に係る医療ガス供給設備の保守点検業務」を元請として実施した実績、及び実施見込みがあること。
- (4) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111
- (2) 期間 令和2年3月23日から令和2年3月29日まで

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立日南病院 当院HPよりダウンロード
- (2) 期間 令和2年3月23日から令和2年3月29日まで

5 入札と開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号
- (2) 日時 令和2年3月30日（月） 午前10時45分

6 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

7 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

8 落札候補者の決定の方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した

者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

9 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

落札候補者は、以下のとおり入札参加資格要件を満たしていることを証する書類を提出する。参加資格要件の審査を行い、当該要件を満たすことが確認できた者を落札者として決定する。

- (1) 提出場所 県立日南病院 総務課整備担当
- (2) 提出期限 令和2年3月31日 午後5時
- (3) 提出方法 持参に限るものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111

11 その他

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力を生じる。
- (2) この条件付一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

県立日南病院が行う医療ガス供給設備保守点検業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の5に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和2年3月23日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 医療ガス供給設備保守点検業務委託
- (2) 委託内容 病院及び公舎の医療ガス供給設備保守点検
- (3) 委託場所 県立日南病院（日南市木山1丁目9番5号）他
- (4) 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 業務の仕様書

別添「医療ガス供給設備保守点検業務処理要領」のとおり

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に本店を有する者であること。
- (3) 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に、「病院等に係る医療ガス供給設備の保守点検業務」を元請として実施した実績、及び実施見込みがあること。
- (4) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第11条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 県立日南病院 総務課整備担当
- (2) 所在地 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院 総務課整備担当
日南市木山1丁目9番5号 電話番号 0987(23)3111
- (2) 期間 令和2年3月23日から令和2年3月29日まで

7 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ア 受付期間
令和2年3月23日から令和2年3月26日まで
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
 - イ 受付場所 5に同じ
 - ウ 提出方法
書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、県立日南病院ホームページに掲載するものとする。
 - ア 閲覧場所 県立日南病院ホームページ
 - イ 閲覧期間
令和2年3月27日まで

8 入札と開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙様式1による入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札と開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和2年3月30日（月） 午前10時45分
 - イ 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - イ 過去二箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 落札候補者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で、最低価格で入札した者を落札候補者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2者以上いる場合においては、当該価格で入札した者（以下「同価入札者」という。）によるくじで落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

11 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格以内での価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

- (2) 入札の回数は、2回を限度する。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12 入札参加資格確認申請

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。
 - ア 同種業務実績調書（別紙様式第4号）
 - イ 配置技術者の資格等調書（別紙様式第5号）
- (2) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (3) 提出期限 令和2年3月31日 午後5時
- (4) 提出方法 持参に限るものとする。
- (5) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。
- (6) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (7) 資格確認は、申請書等は提出された当日に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りでない。

13 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がないとした場合（12の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

14 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、書面により入札参加資格がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認める場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に14の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格確認中止通知書（別紙様式8号）により当該他の落札候補者に通知する。

15 次順位者の資格確認

- (1) 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした場合は、入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2人以上いる場合にあつては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあつては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあつては失格者の次に予定価格の範囲内で最低価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に13の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から14の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は12の(7)に規定する期間を算定するにあたり除く。

16 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

17 その他

- (1) 12に規定する申請書等及び14に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。

(別紙様式第1号)

入 札 書 (委 託)

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額										
受託の内容	医療ガス供給設備保守点検業務									
受託の場所	県立日南病院他									
期 間	令和 2 年 4 月 1 日から									
	令和 3 年 3 月 31 日まで									
入札保証金	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除									
<p>上記金額に100分の110を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。</p> <p>令和 2 年 月 日</p> <p>住所 入札人 氏名</p> <p>県立日南病院長 峯 一彦 殿</p>										

入札条件等確認済

委任状

私は、都合により () を代理人と
使用印鑑

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

1. 受託の内容 医療ガス供給設備保守点検業務
2. 受託の場所 県立日南病院他

令和2年 月 日

住所
名称
氏名

県立日南病院長 峯 一彦 殿

代理人の職名又は本人との関係

記載例 (代表者が直接参加される場合)

入札書

(委託)

代表

余白に捨印(代表者印)を押印すること。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
受託の内容	医療ガス供給設備保守点検業務									
受託の場所	県立日南病院他									
期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除									
上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。										
令和2年 月 日										
入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。										
住所 ○○市大字○○○○番地										
入札人 氏名 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○										
会社印										
代表										
県立日南病院長 峯 一 彦 殿										

入札条件等確認済

記載例 (代理人が参加される場合)

入札書

(委託)

代理人印

余白に捨印(代理人印)を押印すること。

入札金額	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円
受託の内容	医療ガス供給設備保守点検業務
受託の場所	県立日南病院他
期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
入札保証金額	病院局財務規程第81条第2項第2号の規定により免除

金額の先頭には、必ず¥マークをつけること。数字の訂正はできません。

受託の内容、受託の場所、期間は、「入札説明書」記載のとおり記入すること。

上記金額に100分の108を乗じて得た金額をもって受託したいので、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)等関係規程、設計書、仕様書及び指示事項を承知して入札します。

令和2年 月 日

入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。

住所 ○○市大字○○○○番地
入札人 株式会社 ○○○○
氏名 代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○山 太郎

代理人印

県立日南病院長 峯 一 彦 殿

委任状の代理人欄に押印したものと同一印鑑を押印すること。(会社印、代表者印は不要)

入札条件等確認済

記載例

委任状

私は、都合により ○山 太郎 (使用印鑑
代理人印) を代理人と

定め下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

1. 受託の内容 医療ガス供給設備保守点検業務
2. 受託の場所 県立日南病院他

受託の内容、受託の場所は、「入札説明書」記載
のとおり記入すること。

令和2年 月 日

住 所 ○○市大字○○○○番地

名 称 株式会社 ○○○○

氏 名 代表取締役 ○○ ○○

代表

会社印

県立日南病院長 峯 一 彦 殿

代理人の職名又は本人との関係

入札参加資格確認申請書

年 月 日

県立日南病院長
峯 一彦殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

印

令和 年 月 日に開札のありました医療ガス供給設備保守点検業務委託に係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告に掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 同種業務実績調書
(別記様式第4号)
- 2 配置技術者の資格等調書
(別記様式第5号)

同種業務実績調書

住 所

商号又は名称

代表者氏名



業 務 名	
発 注 機 関 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

- 備考
- 1 公告に掲げる同種業務の要件を満たす業務の受託実績を記載すること。
 - 2 契約金額欄については、長期継続契約の場合は12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。
 - 3 記載した業務について契約書の写し又は発注者の委託業務履行証明書（別記様式第9号）及び業務の内容が確認できる書類を添付すること。

配置技術者の資格等調書

会社名

①	配置予定技術者氏名			
②	生 年 月 日			
③	採 用 年 月 日			
④	資 格 の 名 称			
	法			
	令			
	等			
	の			
	資 格 の 名 称			
免 許	・ 登 録 等 年 月 日			
	及 び 番 号			
	資 格 の 名 称			
⑤	登 録 等 年 月 日			
	及 び 番 号			
⑤	常 駐 の 別			

- 備考
- 1 ④欄は公告に掲げる要件を満たす資格を記載すること。
 - 2 記載した資格について、免許等の写しを添付すること。
 - 3 法令による資格・免許を求めている場合は、④欄を記入する必要はない。
 - 4 ⑤欄は公告において配置技術者に「常駐」を求める場合に限り、「常駐」で配置する者に○を記入すること。
 - 5 用紙が不足する場合は適宜複写して使用すること。

落札決定通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長 峯 一彦 印

下記の調達案件について、落札者を決定しましたので通知します。

記

調達案件番号	
調達案件名称	
開札日時	年 月 日 時 分
入札金額	円（税抜）
落札者 商号又は名称 代表者氏名	

入札参加資格確認結果通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長 峯 一彦 印

医療ガス供給設備保守点検業務委託に係る入札参加資格について、下記の理由により入札参加資格が認められなかったので通知します。

記

(入札参加資格がないとした理由)

(注) あなたは、当職に対して入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この通知を受けた日から2日以内に県立日南病院へその旨を記載した書面を提出してください。

年 月 日

入札参加資格確認中止通知書

商号又は名称

代表者氏名

様

県立日南病院長 峯 一彦 印

先に申請ありました下記の業務に係る入札参加資格申請について、あなたの前に落札候補者であった方の入札参加資格が確認された結果、あなたの入札参加資格確認を中止しましたので通知します。

記

業務名

委託業務履行証明書

業 務 名	
契 約 日	
契 約 金 額	
施 設 名	
場 所	(都道府県名・市町村名)
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



上記委託業務が、誠実に履行されたことを証明します。

年 月 日

発注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(※この証明書は、医療ガス供給設備保守点検業務に係る入札参加のための審査に使用するものです。)

(案)

医療ガス供給設備保守点検業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の医療ガス供給設備の保守点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、医療ガスの安全性確保と質的向上を図るため保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、一金 円とする（内消費税相当額 円）。

（委託期間）

第3条 委託業務の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除とする。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める委託業務処理要領及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（業務実施の確認検査等）

第6条 甲は乙に対して委託業務の実施状況について確認し、必要に応じて報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により確認の結果、不完全な履行があった場合はすみやかに修復するものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第7条 乙は業務履行に係る委託料について、業務完了後支払いを請求することができるものとする。

2 甲は、前項の支払い請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

4 委託料の内訳は、9月分 円、3月分 円とする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、委託の業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(業務従事者)

第10条 乙は、本契約に係る業務に従事させる者について、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 甲は、委託期間中において、乙が選任した従事者が業務を遂行する上で不相当と認めるときは、これの交替を要求することができる。

(権利義務譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約から生ずる権利を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、この契約の履行にあたり、事業の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)乙がこの契約に違反したとき。

(2)乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3)乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1月前までにその旨を文書により通知し、甲乙相互が合意した上で解除できるものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙はこの契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 宮崎県

県立日南病院長 峯 一彦

乙 住所

貴社名

代表名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

医療ガス供給設備保守点検業務処理要領

1 点検内容

(1) 定期点検

下記の医療ガス供給設備について年1回の点検を行うものとする。

※ただし、⑥、⑧、⑨の点検回数については年4回とする。

なお、詳細数量については、別紙数量表を参照すること。

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 酸素供給装置(全自動切替) 2列-12本立 | 一式 |
| ② 空気供給装置(全自動切替) | 一式 |
| ③ 笑気供給装置(全自動切替) | 一式 |
| ④ 窒素供給装置(全自動切替) 1列2本立 | 一式 |
| ⑤ 吸引装置 | 一式 |
| ⑥ 警報設備 | 一式 |
| ⑦ シャットオフバルブ | 一式 |
| ⑧ アウトレット(壁付型) | 一式 |
| ⑨ アウトレット(リール・天吊式型) | 一式 |
| ⑩ シーリングモジュール | 一式 |
| ⑪ マルチセーフガードシステム | 一式 |
| ⑫ 合成空気供給設備 | 一式 |

合成空気供給設備関係点検

CE定期自主検査(酸素、窒素)

(2) 臨時点検

障害があることを自ら発見し、もしくは甲からこの旨の連絡を受けたとき、及び甲が必要と認めるときは、直ちに必要な措置をとらなければならない。

2 点検報告書

作業完了後は、速やかに報告書を提出するものとする。

3 業務完了報告書の提出

委託契約完了後、業務完了報告書を提出すること。

4 実施時の留意事項

外来・手術室は土日休日に実施、救急センターは平日13-16時で実施すること。

数量表(医療ガス供給設備)

① 酸素供給装置(全自動切替) (予備マニホールド)	2列-12本立	⑦ シャットオフバルブ	酸素用	24 個
同上高圧バルブ	2 個	〃	笑気用	4 個
同上逆止弁	12 個	〃	圧空用	14 個
同上連結管	12 個	〃	窒素用	3 個
電源ユニット	1 面	⑧ アウトレット	酸素用	441 個
② 空気供給装置(全自動切替)	2列-32本立	(壁付型)	笑気用	26 個
同上高圧バルブ	2 個		圧空用	113 個
同上逆止弁	32 個		吸引用	471 個
同上連結管	32 個		窒素用	6 個
電源ユニット	1 面		余剰ガス	26 個
③ 笑気供給装置(全自動切替)	2列-2本立	⑨ アウトレット	酸素用	12 個
同上高圧バルブ	2 個	(リール・天吊式型)	笑気用	1 個
同上逆止弁	2 個		圧空用	1 個
同上連結管	2 個		吸引用	12 個
④ 窒素供給装置(全自動切替)	1列-2本立	⑩ シーリングモジュール		10 台
同上高圧バルブ	2 個			
同上逆止弁	2 個	⑪ マルチセーフガードシステム		3 台
同上連結管	2 個			
⑤ 吸引装置		⑫ 合成空気供給設備		
吸引ポンプ	2 台	合成空気供給設備関係点検		1 式
吸引タンク	2 基	CE定期自主検査(酸素、窒素)		2 台
制御盤 (自動交互追従運転)	1 面			
機械室ユニット	1 面			
⑥ 警報設備				
供給源警報	1 面			
地域警報盤 3口用	2 面			
地域警報盤 5口用	1 面			